

○帯広市子育て応援事業所登録実施要綱

改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、次代を担う子ども達の健やかな育成を支援する事業所を子育て応援事業所（以下「応援事業所」という。）として市が登録し、当該事業所や受けることができるサービス等を広く市民に周知し、もって「子どもを産み育てやすい環境づくり」に資するとともに、「子育てを見守り喜びをともに分かち合うことのできる環境づくり」に事業所が積極的に関わる社会の形成に資するため、応援事業所にかかる必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、個人又は法人が経営する事業所であって、帯広市内に住所を有するものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定義され、同法の適用対象となる業を営む事業所を除くものとする。

3 この要綱において「育児休業」とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第2条第1号に規定されるものをいう。

4 この要綱において「NPO法人等」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又はそれと同等と認められるものをいう。

(対象事業の要件)

第3条 応援事業所の登録の対象となる事業所は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 市税の滞納がないこと（市長が特に認める場合を除く。）。

(2) 次条第1項各号に規定する市民向け子育て支援事業（以下「子育て応援サポーター事業」という。）のいずれかを実施していること。

(3) 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。

2 帯広市子育て応援事業所促進奨励金交付要綱（平成18年7月1日制定）第5条に規定する奨励金の交付を受けようとする事業所は、前項のほか、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 雇用保険適用事業所であること。
- (2) 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係簿を整備していること。
- (3) 次条第2項各号に規定する従業員向け子育て支援事業のいずれかを実施していること。

(子育て支援事業)

第4条 子育て応援サポーター事業とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 当該事業所の商品の割引販売又は無料サービス等の実施
- (2) 当該事業所での無料又は低価格の託児サービスの実施
- (3) 当該事業所での子育て支援に係る備品、用品の設置又は場所等の提供
- (4) 市又はNPO法人等への子育て支援に係る寄附（ベビーベッド、チャイルドシート、絵本その他の子ども用品又は現金）
- (5) 子ども110番の家としての活動
- (6) 市又はNPO法人等が主催又は共催する市民向け事業への共催、協賛又は後援
- (7) その他前各号に準ずると市長が認めるもの

2 従業員向け子育て支援事業は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 育児休業取得の促進
- (2) 育児休業取得者の職場復帰に際しての時間外労働の縮減
- (3) 育児・介護休業法第24条第1項第3号に規定する3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じた必要な措置の実施
- (4) 子育てに関する研修会の開催
- (5) 健康や子育てに係る相談窓口等の設置
- (6) 保育所、幼稚園、学校等の社会的行事への参加に対する有給休暇制度の実施
- (7) 事業所内保育所の設置又は外部への保育の委託提携等の実施
- (8) 給与において、扶養手当以外に子育て負担の軽減を目的とした手当の支給
- (9) ベビーベッド、チャイルドシート、絵本その他の子ども用品の斡旋、仲介等の実施
- (10) その他前各号に準ずると市長が認めるもの

3 第1項第4号及び第6号において、対象とするNPO法人等の取り扱いについては、事前に市長へ協議することを要する。

(登録期間)

第5条 応援事業所の登録期間は、第7条第1項の規定による登録を決定した日からこの

事業が終了する日までとする。

(登録申込みの手続)

第6条 応援事業所の登録を受けようとする事業所は、子育て応援事業所登録申込書(別記第1号様式)、子育て応援事業所申込みチェックリスト(別記第1号の2様式)及び税情報確認承諾書(別記第1号の3様式)を提出し、その審査を受けるものとする。

2 前項の提出方法は、持参によるものとし、市長が特に認めた場合を除き、郵送等による提出は認めないものとする。

(登録の決定)

第7条 市長は、前条の申込書及び税情報確認承諾書を受理した場合は、その内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、当該事業所に対し、決定に必要と認められる書類の提出若しくは提示を求め、又は関係者に質問することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により、登録することと決定したときは子育て応援事業所登録通知書(別記第2号様式。以下「登録通知書」という。)により、また、登録しないことと決定したときは子育て応援事業所登録不承認通知書(別記第3号様式)により事業所に通知するものとする。

(決定までの標準事務処理期間)

第8条 市長は、第6条第1項による申込みがあったときは、申込みの日の翌日から起算して20日以内(当該日が閉庁日のときは、翌開庁日)に前条による登録の可否を決定し、通知するものとする。

2 前項の事務処理期間には、前条第1項により事業所に対し求めた書類の提出若しくは提示又は質問に要した期間は含めないものとする。

(市民周知等)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により登録の決定をした応援事業所(以下「登録応援事業所」という。)を速やかに広く市民に周知するものとする。

2 前項の周知は、市が発行するリーフレット、広報紙、ホームページ等により行うほか、市長が別に定める子育て応援事業所登録票(以下「子育て0縁隊票」という。)を配布し、事業所がこれを表示することにより行うものとする。

この場合において、登録応援事業所は、登録期間中に限り子育て0縁隊票を電子媒体化し、又は複写等を行い、商品若しくは役務又はそれらの広告若しくは取引に用いる書類その他事業所の社会的地位を高められるものにその表示を付することができる。ただ

し、表示を付す際には、必ず登録通知書で通知した登録番号を明記しなければならないものとする。

- 3 登録応援事業所でない者は、この要綱による登録事業所の登録を受けていることの表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(登録の変更)

第10条 登録応援事業所は、登録内容を変更しようとするとき又は事業所の名称や所在地に変更が生じたときは、速やかに子育て応援事業所登録内容変更届（別記第4号様式。以下「変更届」という。）により、市長に届出をするものとする。

(登録の取り消し及び抹消)

第11条 登録応援事業所は、その事業の休止、廃止その他事業所の事情により登録事業所の登録の取消しを求めるときは、子育て応援事業所登録取消届（別記第5号様式）により、市長に届け出をするものとする。

- 2 市長は、登録応援事業所が第3条第1項各号に掲げる要件を満たさないとき、又は登録の資格に欠けると認められるときは、当該登録応援事業所に対し、期限を設けて当該要件若しくは資格を満たすか、又は前項による届出を行うよう求めるとともに、これに従わないときは、職権により登録を抹消することができる。

- 3 市長は、登録応援事業所が法令等に違反するなど社会的信用を失墜するような不正又は不誠実な行為をし、登録応援事業所として不相当と認められるときは、前項による手続を経ないで職権により登録を抹消することができる。

- 4 市長は、前各項による登録の取り消し又は抹消を決定したときは、子育て応援事業所登録取消通知書（別記第6号様式）により当該登録事業所に通知するものとする。

(実績報告等)

第12条 登録応援事業所は、当該年度の活動実績を翌年度5月末日までに子育て応援事業所実績報告書（別記第7号様式）により市長に報告するものとする。また、この際に、併せて登録を継続するか否かの届出を行うものとし、登録を継続しないとした登録事業所については、別記第5号様式による届出は要しないものとする。

- 2 市長は、前項により登録を継続しない旨の届出をした登録応援事業所に対して、当該登録を取り消す決定を子育て応援事業所登録取消通知書により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月6日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

子育て応援事業所登録申込書

年 月 日

帯広市長 様

事業所名称 _____

代表者氏名 _____

我が社（事業所）は、帯広市の次代を担う子ども達の健やかな育成の支援に向けた次の取り組みを行うため、子育て応援事業所の登録を申し込みます。

○子育て応援サポーター事業（出産や子育て期の市民に対する取り組み）〔必須〕

01 商品の割引販売又は無料サービス等の実施	⇒内容（	）
02 無料又は低価格の託児サービスの実施	⇒内容（	）
03 子育て支援に係る備品、用品の設置又は場所等の提供	⇒内容（	）
04 市又はNPO法人等への子育て支援に関する寄附（子ども用品又は現金）	⇒子ども用品（	）・現金
05 子ども110番の家としての活動		
06 市又はNPO法人等が主催又は共催する市民向け子育て支援事業への共催、協賛又は後援		
07 その他	⇒内容（	）

* 取り組み項目の番号に○をつけ、その内容を具体的に記入してください。

○従業員の出産や子育て期に仕事と家庭生活の両立が図れる取り組み※

01 育児休業取得の促進	
02 育児休業取得者の職場復帰に際しての時間外労働の縮減	
03 育児・介護休業法第24条第1項第3号に規定する3歳から小学生就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じた必要な措置の実施	
04 子育てに関する研修会の開催	
05 健康や子育てに係る相談窓口等の設置	
06 保育所、幼稚園、学校等の社会的行事への参加に対する有給休暇制度の実施	
07 事業所内保育所の設置又は外部への保育の委託提携等の実施	
08 給与において、扶養手当以外に子育て負担の軽減を目的とした手当の支給	
09 ベビーベッド、チャイルドシート、絵本その他の子ども用品の斡旋、仲介等の実施	
10 その他	⇒内容（

* 取り組み項目の番号に○をつけ、その内容を具体的に記入してください。

※ 子育て応援事業所促進奨励金の交付などを希望する場合には、従業員向けの取り組みが必要となります。

雇用保険適用事業所番号	—		
事業所所在地	〒		
担当者連絡先	所 属		電 話
	氏 名		F A X
	Eメールアドレス		
業 種 (該当する業種に○をつけてください)	01 農業 02 林業 03 漁業 04 鉱業 05 建設業 06 製造業	07 電気・ガス・熱供給・水道業 08 情報通信業 09 輸送業 10 卸売・小売業 11 金融・保険業 12 不動産業	13 飲食店・宿泊業 14 医療、福祉 15 教育、学習支援業 16 複合サービス事業 17 サービス業 (他に分類されないもの含む)
従業員の数	○常勤従業員数 人 ○非常勤従業員数 (パート含む) 人 男性 人 女性 人 男性 人 女性 人		

添付書類

- ・ 事業所の概要の分かるもの
- ・ 就業規則を定めている場合はその写し

子育て応援事業所申込みチェックリスト

※ 子育て応援事業所の登録には、下記の要件を満たしていることが必要です。

(□欄にチェックを付けてください。)

(1) 子育て応援サポーター事業(市民向け子育て支援事業)〔必須〕

- 帯広市内に住所を有する事業所である。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定義され、同法律の適用対象となる業を営む事業所でない。
- 帯広市子育て応援事業所登録実施要綱(平成18年7月1日制定)第4条第1項に規定する子育て応援サポーター事業を少なくとも一以上実施する。
- 市税の滞納がない。
- 帯広市暴力団排除条例(平成25年条例第29号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しない。

(2) 従業員向け子育て支援事業 ※

- 雇用保険適用事業所である。
- 労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係簿を整備している。
- 帯広市子育て応援事業所登録実施要綱(平成18年7月1日制定)第4条第2項に規定する従業員向け子育て支援事業を少なくとも一以上実施する。

※ (2)は帯広市子育て応援事業所促進奨励金交付要綱に基づく奨励金の交付等を希望する場合に必要となる要件です。

奨励金交付の優遇等を希望しないときは、チェックは不要です。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

年 月 日

所在地

事業所名称

代表者氏名

印

別記第1号の3様式(第6条関係)

子育て応援事業所の登録に係る税情報確認承諾書

私は、子育て応援事業所の登録申込にあたり市税の滞納がないことを確認するため、担当課が税情報について取得・確認することを承諾します。

住所(所在地) :

(事業所名) :

氏名(代表者名) :



※税情報の取得を承諾される場合は、承諾書に記載、押印してください。

事務連絡

年 月 日

収納課長 様

子育て支援課長

市税の納税状況について(照会)

納税番号： 個人(法人)名：

上記の個人(法人)に係る帯広市税条例第3条に規定する市税の滞納の有無について、上記の承諾書に基づき照会します。

事務連絡

年 月 日

子育て支援課長 様

収納課長

市税の納税状況について(回答)

先に照会のありました上記の個人(法人)に係る帯広市税条例第3条に規定する市税については、

- ・ 年 月 日現在、 滞納はありません。
 - 納税相談を実施し、分納を認め履行中です。
 - 滞納があります。
 - 課税はありません。

(以下は、「滞納があります。」にチェックをつけた場合に使用)

- ・ 年 月 日、納税相談を実施し、分納を認め履行中です。

別記第2号様式（第7条関係）

子育て応援事業所登録通知書

帯 第 号
年 月 日

事業所名称

代表者氏名

様

帯広市長 砂川敏文 印

年 月 日付で子育て応援事業所登録の申し込みをいただきありがとうございます。
審査の結果、下記のとおり貴事業所を登録することに決定しましたので通知します。

帯広市の次代を担う子ども達の健やかな育成には、家庭はもとより、行政、事業所（企業）、地域での取り組みが不可欠です。貴事業所が「子育てを見守り喜びをともに分かち合うことのできる環境づくり」に貢献いただけることをご期待申し上げます。

登録番号	
登録内容 (子育て支援の内容)	
登録日	年 月 日
登録の条件	<ol style="list-style-type: none">1 帯広市子育て応援事業所登録実施要綱（以下「要綱」という。）第3条の要件を満たさなくなった場合は、要綱別記第5号様式により登録取り消しの届出をしてください。2 上記の登録期間中は、毎年度の実績を次年度の5月31日までに要綱の別記第7号様式により報告をしてください。3 この登録内容に変更が生じたとき又は事業所の名称や所在地に変更が生じたときは、速やかに市長に対して別記第4号様式により変更の届け出をしてください。
その他	

別記第3号様式（第7条関係）

子育て応援事業所登録不承認通知書

帯 第 号
年 月 日

事業所名称

代表者氏名

様

帯広市長 砂川敏文 印

年 月 日付で子育て応援事業所の登録の申込みをしていただきありがとうございます。

申込書の内容を審査させていただいたところ、誠に残念ではありますが、次の理由により登録しないことに決定したので通知します。

登録しない理由

別記第4号様式（第10条関係）

子育て応援事業所登録内容変更届

年 月 日

帯広市長 様

所在地

事業所名称

代表者氏名

さきに、(登録番号)号により子育て応援事業所の登録を受けましたが、今般、次の理由により、年 月 日をもって登録内容等に変更が生じたので、届け出ます。

記

1 変更理由

2 変更内容

変 更 前	変 更 後

添付書類（変更がある場合のみ）

- ・ 事業所の概要の分かるもの
- ・ 就業規則を定めている場合はその写し

別記第5号様式（第11条関係）

子育て応援事業所登録取消届

年 月 日

帯広市長 様

所在地

事業所名称

代表者氏名

さきに、(登録番号)号により子育て応援事業所の登録を受けましたが、今般、次の理由により、年 月 日をもって登録を取り消したいので、届け出ます。

取り消す理由

別記第6号様式（第11条関係）

子育て応援事業所登録取消通知書

帯 第 号
年 月 日

事業所名称

代表者氏名

様

帯広市長 砂川敏文 印

貴事業所については、（登録番号）号で子育て応援事業所として登録しましたが、次の理由で登録を取り消すことに決定したので通知します。

登録取消しの理由

別記第7号様式（第12条関係）

子育て応援事業所実績報告書

年 月 日

帯広市長 様

所在地

事業所名称

代表者氏名

年度における子育て応援事業所の活動実績について、下記のとおり報告します。

併せて、子育て応援事業所登録条件確認のため、市税の納付状況を関係機関に聴取することを承諾します。

記

1 子育て応援サポーター事業（市民向け子育て支援）〔必須〕

取り組み項目	
実施期日 （期間）	
内 容	

2 従業員向け子育て支援

取り組み項目	
実施期日 （期間）	
内 容	

※ 従業員向け子育て支援は、登録した事業所のみ記載してください。

※ 内容については、一部様式の変更又は別紙を用いても構いません。

登録継続の確認： 継続する ・ 継続しない（ 年 月 日をもって終了）

別記第 1 号様式 (第 6 条関係)

別記第 1 号の 2 様式 (第 6 条関係)

別記第 1 号の 3 様式 (第 6 条関係)

別記第 2 号様式 (第 7 条関係)

別記第 3 号様式 (第 7 条関係)

別記第 4 号様式 (第 10 条関係)

別記第 5 号様式 (第 11 条関係)

別記第 6 号様式 (第 11 条関係)

別記第 7 号様式 (第 12 条関係)